

消防の動き



2011
4
No.481

- 消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会報告書の概要
- 大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書の概要
- 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況の調査結果



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



消したはず 決めつけしないで もう一度

2011年度 全国統一防火標語

橋本愛

社団法人日本損害保険協会

社団法人日本損害保険協会 会員会社 (2011年3月現在)

あいおいニッセイ同和損保 / 朝日火災 / アドリック損保 / アニコム損保 / イーデザイン損保 / エイチ・エス損保 / SBI損保 / au 損保 / 共栄火災 / ジェイアイ / セコム損害保険 / セゾン自動車火災 / ソニー損保 / 損保ジャパン / そんぽ24 / 大同火災 / 東京海上日動 / トーア再保険 / 日新火災 / 日本興亜損保 / 日本地震 / 日立キャピタル損保 / 富士火災 / 三井住友海上 / 三井ダイレクト / 明治安田損保

後援: FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
住宅用火災警報器を設置しましょう。

損害保険のご契約にあたっては、HPに掲載している「バイヤーズガイド」もご参照下さい。 <http://www.sonpo.or.jp>

2011年防火ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

御見舞いと御礼の言葉



消防庁長官 久保 信保

はじめに、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に際し、不幸にしてお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。また、負傷された方々や被害を被られた方々、そして現在も行方不明である方々に対し、心から御見舞い申し上げます。

この度の地震につきましては、日本の地震観測史上最大規模のマグニチュード9.0、最大震度は震度7を記録したものであり、いまなお、これに起因する大きな余震が発生している状況です。

この地震及び地震によって引き起こされた津波では、3月30日までに1万人を超える尊い命が失われるとともに今なお1万3千人余りの方が行方不明の状態にあります。また、建造物や道路、ライフライン等にこれまでの想定をはるかに超える被害があり、現在、各被災地におかれましては懸命の復旧作業が続けられているところです。

さらに、地震と津波により重大な被害を受けた福島第一原子力発電所においては、いまだ予断を許さない状況が続いているほか、農作物への放射線の影響や風評被害などの2次的な被害も被っており、地域住民の皆様の生活に多大な影響を与えているところです。

このような中で、昼夜を分かたず身を挺して災害対応に当たられている、消防職団員の方々のご労苦に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

しかしながら、地震発生直後から地域住民の避難誘導等の任務に当たり、その最中に不幸にして津波に襲われ殉職された方々もいらっしゃいます。これらの尊い命を犠牲にされた方々に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、最後まで国民の安心・安全のために使命を全うされたその姿勢に、心から感謝申し上げます。

現在も、この未曾有の災害に対しては、緊急消防援助隊として全国の消防職員が被災地に駆けつけ、全員一致して災害対応に当たっているところではありますが、私は、消防庁長官として、今後も消防の使命の重大さを肝に銘じつつ、この災害によって得た教訓を生かし、消防防災体制の充実強化、地域社会の安全確保に全力を尽くしてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。御見舞いと御礼の言葉とさせていただきます。

消防の現状における組織課題



名古屋市消防長 岩崎 真人

本市は、平成14年に東海地震の地震防災対策強化地域に指定され、その翌年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震の発生が危惧されている地域です。そのため、大規模地震の際に被害を最小限にとどめるために、地域防災力の向上、充実がより一層不可欠となっています。

また、市民の安心・安全の確保を担う消防職員の育成指導についても、大量退職・大量採用時代における、人材育成・知識技術の伝承などの課題が山積しているところです。

そこで、当消防局が消防の現状における重要な組織課題として取り組んでいる2点について述べさせていただきます。

まず1点目として、東海、東南海・南海地震等の大規模災害への備えには、自助・共助・公助のベストミックスが重要です。

公助については、災害対応能力の強化を図るために、昨年6月、愛知県知多市において、東南海・南海地震により愛知県内にて甚大な被害が発生したとの想定のもと、第4回緊急消防援助隊全国合同訓練が実施されました。

また、本市では、自助、共助による地域防災力の向上を図るために、地域住民がお互いに助け合う体制づくりとして、平成19年10月から『助け合いの仕組みづくり』の推進を進めています。

この『助け合いの仕組みづくり』は、高齢者や障害者など災害時に支援が必要な方を地域において事前に把握し、その方々をどのように支援するか事前に決めておくことにより、迅速かつ適切な安否確認や避難支援などを地域住民が行う仕組みをつくるものです。

現在、市内265の小学校区のうち約45%の120学区で取組を実施しており、各行政区ごとの消防署が区役所と連携をとって取り組んでいます。

次に2点目として、団塊の世代を中心とした職員が一齐に定年を迎えることで大量退職・大量採用となり、消防活動能力等の低下が懸念されることから『知識技術の伝承～トレーナー制度～』を推進しています。

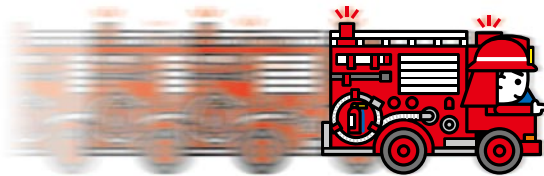
当局では、団塊の世代が定年となる大量退職期を迎え、平成19年度から平成22年度までの4年間で職員全体の約2割の435人が入れ替わりました。

団塊の世代は、そのボリュームが大きいこと、また、組織内において要職にあたり、経験に裏打ちされた熟練した技術を持つ職員が多いことから、「質」「量」の両面において重要な役割を果たしてきたところ。このため、経験豊富な職員の減少に伴う、消防活動能力や危険予知能力等の低下が懸念され、若手職員の技術力向上が喫緊の課題となっています。

そこで当局では、若手職員（採用からおおむね5年以下の職員）に対し、その一人ひとりに消防司令補の階級にある職員を「トレーナー」として選任し、指導する体制（『トレーナー制度』）をとって、若手の育成を図っています。トレーナーは、職務を通じてOJT計画（職務を通じて若手を育成する計画）を作成し、教育目標、達成度等を確認しながら計画的な指導を実施します。

このような『トレーナー制度』を通じて、熟練職員から若手職員に消防活動等の知識技術を伝え、大量退職期における消防職員の人材育成を図っています。

今後も、地域防災力の向上や人材育成等、様々な消防の現状における組織課題への取組について推進しつつ、市民が安心して安全に暮らせる魅力あるまちづくりに向けて、職員が一丸となって取り組んでいきたいと思っております。



消防隊員用個人防火装備のあり方に関する 検討会報告書の概要

消防・救急課

1 はじめに

火災現場において消火活動を行う消防隊員の安全を確保するため、各消防本部では様々な対策を講じていますが、そのなかでも消防隊員用個人防火装備（防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽をいう。以下「個人防火装備」という。）には高い安全性が求められます。

全国の消防本部における、より安全性の高い消火活動に寄与するため、本検討会では、個人防火装備に求められる性能等について検討を行い、個人防火装備のガイドラインとして示すこととしました。

各消防本部は、ガイドラインを参考としながら、地域特性、消防戦術等を十分考慮した上で、個人防火装備の仕様を決定することを期待するものです。

2 報告書の概要について

(1) 目的

現在、個人防火装備については、各消防本部が地域の実情等に応じて調達しています。

一方、国際的にはISO（国際標準化機構）において、新たな国際規格の作成に向けて、議論が行われています。

このような状況を踏まえつつ、火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動を行うための個人防火装備に求められる機能等を検討し、一定の性能を示す事を目的として、検討を行い、ガイドラインを作成したものです。

(2) ガイドラインの考え方

- ・ガイドラインは、火災発生建物への屋内進入を実施する可能性のある消防吏員について、その個人防火装備としての、防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象とします。



検討会の様子

- ・ガイドラインの範囲は、耐炎性、耐熱性等の熱防護性を中心に、消火活動を行う上で必要と思われる一定の性能及びその試験方法とします。
- ・防火服については、ISO規格等の一定の基準が存在することから、それらを基礎として、求められる性能を示します。
- ・防火手袋、防火靴及び防火帽については、日本の消防活動において、これらの装備が持つべき機能及び性能について明らかにした研究等がないことから、現在日本で使用されている個人防火装備の使用実績及び性能を踏まえ、これらに関する国内法、国内規格及びISO規格等を参照するとともに、防火服の性能との整合性を図りながら、一定の性能を定めます。

(3) 防火服に求められる性能等

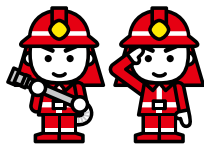
- ・ISO規格等を基礎とし、消防活動を実施する上で必要な性能等について示します。
- ・防火服に求められる主な性能は、次のとおりです。
 - ①耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
 - ②引張抵抗、引裂抵抗等の機械的強度性能
 - ③耐化学薬品性能、運動性能、快適性能、静電気帯電防止性能等

(4) 防火手袋に求められる性能等

- ・防火手袋は、消火活動をする上で、手背側にあつては防火服と同様に耐炎性及び耐熱性を重視し、手掌側にあつては耐炎性及び耐熱性その他、活動性を重視した性能を求めることとします。
- ・手背側は、防火服と同様の炎と熱を浴びることから、耐炎性及び耐熱性については、防火服と同様の性能を求めることとします。
- ・防火手袋に求められる主な性能は、次のとおりです。
 - ①耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
 - ②引裂抵抗、突刺し抵抗等の機械的強度性能なお、液体化学薬品浸透性、表面湿潤性、撥水性及び耐水性は、寒冷地その他の地域の実情により取り入れることとします。

(5) 防火靴に求められる性能等

- ・上方からの落下物、釘の踏み抜きその他の活動上の危険に対応するため、安全性及び機能性を持つ必要がある。また、防火服と同様に静電気帯電防止性能を取り



入れるとともに、安全靴の規格である日本工業規格の性能を満たすこととします。

- ・防火服、防火手袋及び防火帽に求められる性能と整合性を図ることとします。
- ・防火靴に求められる主な性能は、次のとおりです。
 - ①耐炎性、耐熱性等の炎や熱に対する防護性能
 - ②引張抵抗、耐踏抜き性等の機械的強度性能
 - ③耐化学薬品性能、静電気帯電防止性能等

(6) 防火帽に求められる性能等

- ・労働安全衛生法に基づく保護帽の規格に適合させることとし、保護帽の規格に規定されていない、耐熱性その他消火活動上に必要な性能にあってはJIS規格及びISO規格を基準とします。
- ・原則として防火服、防火手袋及び防火帽に求められる性能と整合性を図ることとします。
- ・防火帽に求められる主な性能は、次のとおりです。
 - ①耐炎性、耐熱性などの炎や熱に対する防護性能
 - ②衝撃吸収性、耐貫通性等の機械的強度性能
 - ③運動性能、電気的特性

(7) 個人防火装備の着装

個人防火装備の効果を十分に発揮するには、正しい着装が必要です。

個人防火装備を着装するときには注意する点は、各部位を保護する個人防火装備を相互に可能な限り重ね合わせ（例えば、防火手袋と防火服の袖、防火服の襟と防火帽及び防火服と防火靴の接合部）を実施し、肌を極力露出させないようにする工夫が必要です。



個人防火装備相互の重なり合わせを確保すべき箇所

(8) 活動時の熱環境及び身体的負荷

ヒートストレスは、高温多湿の環境下で起こりやすく、それを避けるためには、着用者は十分な体調管理と水分補給を心掛け、防火服や装備品を締め付けすぎることなく、動きに余裕を持たせることが有効です。

また、大量発汗を伴う疲労や動作の緩慢が発生した場合は、活動を休止し、防火服内部の換気及び冷却を行いながら、医療関係部門の支援を受けることも大切です。

(9) 個人防火装備の取扱い

日常の取扱いと維持管理が重要です。また、個人防火装備の寸法を決定するときは、試着を必ず実施し、身体を動かす際に各装備相互に隙間が生じないか確認することが重要です。

①完全着装

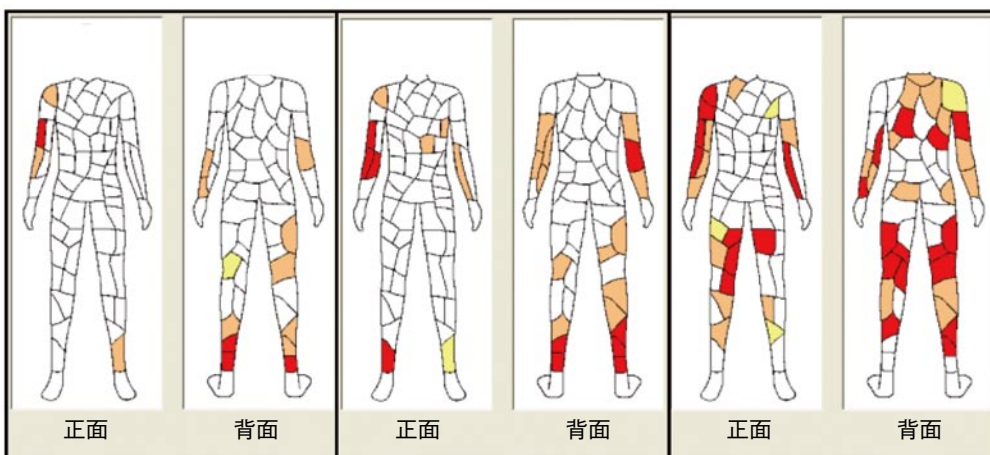
(防火服+活動服上下+下着)

②防火服+Tシャツ

(防火服+活動服下+下着)

③防火服(インナーなし)

(防火服+活動服上下+下着)



Ⅱ度熱傷+Ⅲ度熱傷＝
13% 軽症

Ⅱ度熱傷+Ⅲ度熱傷＝
22% 中等症

Ⅱ度熱傷+Ⅲ度熱傷＝
39% 重症

■ I度熱傷 ■ II度熱傷 ■ III度熱傷

サーマルマネキンシステムを使用した着装の違いにより受ける熱傷の比較例 (資料提供：消防庁消防大学校消防研究センター)

大規模地震に対応した 消防用設備等のあり方に 関する検討会報告書の概要 予防課

1 はじめに

スプリンクラー設備や避難のための誘導灯などの消防用設備等は、建築物等における災害時の応急活動のため用いられるものであり、大規模地震の際にも有効に機能することが求められます。

これを踏まえ、消防庁では平成20年7月より「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会」（座長：寺本隆幸東京理科大学教授）を開催して、「消防用設備等の耐震措置のあり方」及び「大規模地震に備えた避難誘導システムのあり方」の2つの項目を軸に検討を行い、平成20年度に中間報告、平成22年度に最終報告を取りまとめました（図1参照）。

以下では、平成22年度取りまとめられた最終報告書の概要について紹介します（検討会報告書全文：〈http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2303/230311_1houdou/01_houkokusyo2.pdf〉）。

2 最終報告書の概要

2.1 消防用設備等の耐震措置

(1) 現状と課題

消防用設備等の耐震措置に係る現状を踏まえると、次のよ

うな課題があると考えられる。

- ① 現行基準では、消防用設備等に関する具体的な耐震措置の方法等が規定されておらず、一般の建築関係の指針・要領等を参考としながら、個別に設計・施工が行われている状況であり、消防用設備等に求められる耐震性能が明確になっていない。
- ② 過去の地震時において、据付け・取付けの不備等を中心とした被害が散見されているが、それを踏まえた具体的な耐震措置等は検討されていない。
- ③ 消防用設備等については、システム全体として耐震性能を確保することが重要であるが、構成する各機器本体の耐震性能の確認がなされていない。

(2) 対応の考え方

上記課題を踏まえ、消防用設備等のうち地震時における被害の多い「消火設備」を対象として、次のとおり対応の考え方を取りまとめた。

① 求められる耐震性能

消火設備については、建築物そのものが想定している耐震クラスを前提としつつ、「中規模地震においてはそのシステムとしての主機能に損傷がなく、機能維持されること」及び「大規模地震時においては、建築物からの脱落等がなく、早期の機能復旧が可能であること」が必要であると考えられ、特にスプリンクラー設備などの自動消火設備については、「大規模地震時においても主機能に損傷がなく、機能維持が可能であること」が望ましいと考えられる（図2参照）。

② 具体的な耐震措置

ア 「建築設備耐震設計施工指針」及び「建築設備の耐震設計・施工法」の考え方を踏まえ、消火設備の系統ごと（機器類系、端末部系、配管系）に作用する外力等（応答加速度や層間変形）から各機器の据付け・取付け等に係る具体的な耐震措置の考え方を整理した。

イ 過去の地震においては、天井や壁、一般の建築設備等が変形、損傷等することにより消火設備に二次的に被害が起

こっていることから、天井や壁、一般の建築設備等に耐震措置を行うことやこれらとのクリアランスを確保すること等が必要であると考えられる。

ウ 天井に設置されるスプリンクラーヘッドや配管については、天井とヘッド等が異なった揺れ方をすることによる被害が起こっており、上記イの対策に加え、ヘッド等を天井下地と一体化させ、フレキ

平成20年度中間報告のポイント

消防用設備等の耐震措置のあり方

<現状と課題の整理>
 現行基準や民間指針等を踏まえつつ、過去の地震被害調査、耐震措置の実例調査等を行い、現状と課題を整理。
 ○ 消防用設備等の耐震措置については、具体的な耐震措置の方法や指標が明確にされておらず、一般の建築設備関係の指針・要領等を参考に個別に設計・施工が行われている状況。
 ○ 過去の地震時においても、消防用設備等の一部に損壊等の被害が発生。

大規模地震に備えた避難誘導システムのあり方

国内外における最近の動向を踏まえ、大規模地震に備えた機能を持つ避難誘導システムのあり方を取りまとめ。
1 緊急地震速報に対応した非常放送
 消防法令上の放送設備の基準において、緊急地震速報を放送するための規定を整備することが必要。
 → 「非常放送設備の機器構成」「火災信号と緊急地震速報が重複した場合の扱い」「緊急地震速報に係る放送の内容」等の考え方を整理。
2 停電時の長時間避難に対応した誘導表示
 消防法令上の誘導灯・誘導標識の基準において、大規模・高層の建築物等について、停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る規定を整備することが必要。
 → 「対象とすべき建物」「設置が必要な場所」「具体的な措置（誘導灯の長時間点灯（60分間）又は蓄光式誘導標識の設置）」等の考え方を整理。
※ これらの取りまとめ内容を踏まえ、消防法施行規則の一部を改正（平成21年9月1日公布、上記1については平成21年12月1日施行、上記2については平成22年9月1日施行）。

平成22年度最終報告のポイント

消防用設備等の耐震措置のあり方

<対応の考え方>
 一般の建築設備の指針等の考え方、過去の地震被害等を踏まえ、「消火設備」を対象として、望ましい対応の考え方を整理。
 → 事業者団体等の自主的な取組の中に、以下の内容を反映させて普及を図ることが必要。
1 求められる耐震性能の考え方
 自動消火設備（スプリンクラー設備等）については、大規模地震時においても、機能維持が可能であること。
2 具体的な耐震措置の考え方
 ○ 各機器及び配管等の据付け、取付けに対する措置の考え方を具体化。
 ○ 天井や壁、一般の建築設備（空調用の配管やダクトなど）等の耐震措置の確保やこれらとのクリアランスの確保、スプリンクラーヘッドの天井への確実な固定等が有効。
 ○ 各機器本体の耐震性能について実験等による確認が必要。

大規模地震に備えた避難誘導システムのあり方

○ 停電時の長時間避難に対応した誘導表示
 大規模・高層の建築物等について、段階に建築基準法に定める非常用の照明装置が設置されている場合には誘導灯の設置を要しないこととされ、その場合の非常電源の容量は30分間動作する容量があればよいと定められている状況。
 → 大規模・高層の建築物等の階段において、誘導灯の設置に代えて非常用の照明装置が設置されている場合には、非常電源の容量として60分間動作できる容量を確保するよう制度上の対応（消防法施行規則の改正等）を行うことが必要。

図1 平成20年度中間報告及び平成22年度最終報告のポイント

シブル巻出し管で接続する等の対策が必要であると考えられる(図3参照)。

エ 上記ア～ウの耐震措置の普及については、一般の建築設備における対応や既存の建築物における施工の困難性等を考慮すると、当面の間は事業者団体等の自主的な取組によって普及を図っていくことが適当であると考えられる。

(3) 今後の課題

① 機器本体の耐震性の確認

過去の地震時においては、一

部を除き、機器本体への被害事例はほとんど見られていないが、消火設備のシステム全体として耐震性を確保することを考えると、実大規模の実験等によって、機器本体の耐震性を確かめることが必要であると考えられる。

② 超高層建築物への対応

超高層建築物に設置される消火設備については、長周期地震動に対する影響が懸念されるが、一般の建築設備等を含め、現状において、超高層建築物に適用する指針について確立されたものはない。よって、今後、超高層建築物に対する構造及び設備等の研究の進捗を踏まえ、消火設備分野においても調査・検討し、整理されることが望まれる。

③ 消火設備以外の消防用設備等への対応

消火設備以外の消防用設備等についても、同様の検討が

気象庁震度階級		5 強		6 弱		6 強		7	
地表加速度(2種地盤の標準地盤の時)		150		250		330		400 500	
地震の大きさ		← 中地震 →				← 大地震 →			
機能確保に関する被害程度(例)	大	自動消火設備	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	重損	重損
		その他消火設備	無被害、システム機能確保	軽損、復旧容易	軽損、復旧容易	軽損、復旧容易	中損(条件付きで軽損)	重損	重損
		構造体	無被害	無被害	軽損	中損	重損あり	重損	重損
		建築非構造部材	無被害	軽損	軽損	中損	重損	重損	重損
	中	建築設備(消火設備除く)	無被害	軽損	軽損	中損(条件付きで軽損)	重損	重損	重損
		自動消火設備	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	重損	重損	重損	重損
		その他消火設備	軽損、復旧容易	軽損、復旧容易	中損(条件付きで軽損)	重損	重損	重損	重損
		構造体	無被害	軽損	中損	重損あり	重損あり	重損	重損
	小	建築非構造部材	軽損	軽損	中損	重損	重損	重損	重損
		建築設備(消火設備除く)	軽損	軽損	中損	重損	重損	重損	重損
		自動消火設備	無被害、システム機能確保	無被害、システム機能確保	重損	重損	重損	重損	重損
		その他消火設備	軽損、復旧容易	中損(条件付きで軽損)	重損	重損	重損	重損	重損

注 1 被害程度は次のとおり
 軽損：軽微な損傷で、大きな補修をすることなく、機能確保の復旧ができる。
 中損：機能上の被害が中程度であり、専門技術者により補修する。そしてある程度の補修期間を必要とする。
 重損：構造体では「大破あり」に相当する。建築設備では被害が大きく、機能復旧が困難なことが多い被害。
 ※損傷程度の表現は、耐震グレードに応じて耐震対策を行った建築設備、消火設備について示す。
 2 ここで、自動消火設備は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備をいう。その他消火設備は、自動消火設備以外の消火設備をいう。
 引用文献：NPO耐震安全総合機構の耐震安全指針を参考とし、自動消火設備、その他の消火設備を付記した。

図2 消火設備に求められる耐震性能の考え方のイメージ

必要であると考えられ、今後、本報告書の内容を踏まえ、各消防用設備等の関係団体において、更なる調査検討が行われることが望まれる。

2.2 大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難への対応

(1) 現状と課題

平成20年度に取りまとめた本検討会の中間報告を踏まえ、消防法令では、地震による停電時の長時間避難への対応のため、大規模・高層の建築物等における避難口やこれに通ずる通路や階段等に設置する誘導灯については、非常電源の容量を60分間作動できる容量とすることが必要とされている。

一方で、階段に設置する通路誘導灯については、建築基準法による非常用の照明装置(以下「非常照明」という。)が設置されている場合には設置を要しないこととなっているが、この場合の非常照明の非常電源容量は30分間作動する容量があればよいと定められている。

(2) 対応の考え方

上記を踏まえ、大規模・高層の建築物等の階段において、通路誘導灯の設置に代えて非常照明が設置されている場合には、非常電源の容量として60分間作動できる容量を確保することができるよう制度上の対応(消防法施行規則の改正等)を行うことが必要であると考えられる。

3 消防庁における今後の取組

消防庁では、本報告書の内容を踏まえ、消防用設備等の耐震措置については、関係事業者団体の自主的な取組の中に本報告書の内容を反映するよう要請するとともに、大規模・高層の建築物等に係る非常電源の容量確保については、今後、消防法施行規則等の改正を行うことを予定している。

< B種耐震支持の例 >

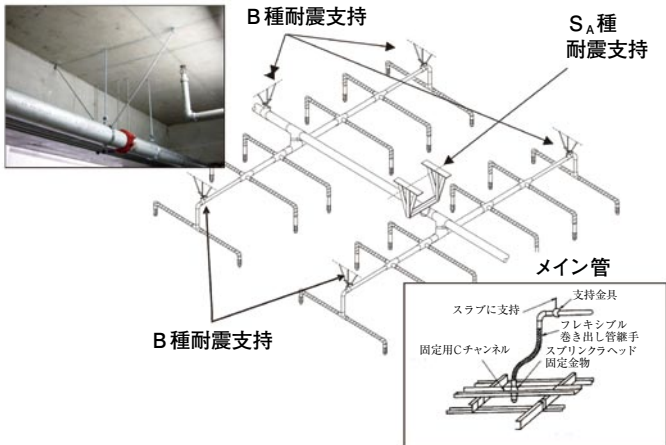


図3 天井におけるスプリンクラーヘッド・配管の施工例

避難勧告等に係る 具体的な発令基準の 策定状況の調査結果

防災課

1. 調査の経緯及び消防庁の対応状況

平成16年の一連の風水害では、避難勧告等の発令について様々な課題が明らかとなったことから、円滑な避難勧告等の発令の判断に資するよう、平成17年3月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。同年7月には、防災基本計画において、地方公共団体は避難勧告等の判断基準などを明確にしたマニュアルの作成等に努めることとされました。

これを受け、消防庁としても、地方公共団体に対して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備に関して要請してきました。

消防庁では、昨年度、平成22年5月31日付けで各都道府県へ通知「風水害対策の強化について」を発出するとともに、同日には、都道府県を対象とした「防災・危機管理担当部局長等意見交換会」を開催しました。この中で、市区町村において、避難勧告等の具体的な発令基準を速やかに策定すること、また、既に定めている市区町村にあっては、あらかじめ定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、現在の判断基準について再点検を行うことを働きかけてきました。

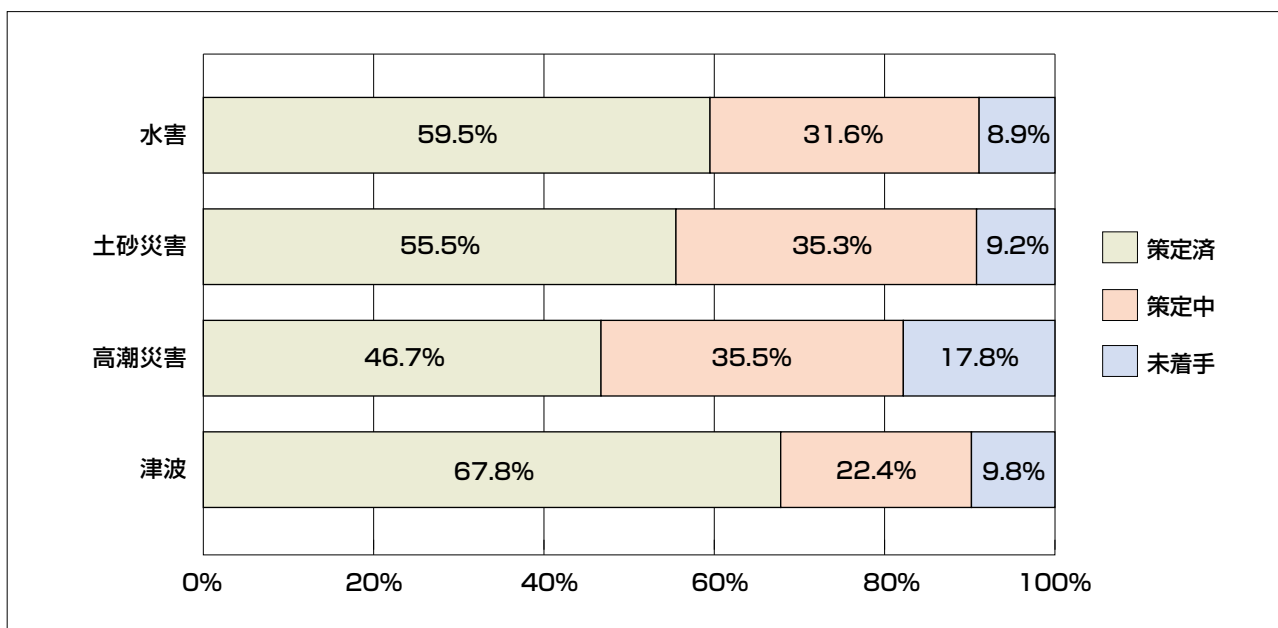
こうした状況を踏まえ消防庁では、平成22年11月1日現在における災害別（水害、土砂災害、高潮災害及び津波）の避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況を調査しました。

今後とも、先進事例を踏まえた情報提供などを通じて、市区町村の取組を支援していきます。

都道府県別・市区町村別の調査結果の詳細については、消防庁ホームページに掲載しています。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2302/230203_1houdou/01_houdoushiryoku.pdf

避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況（％）



（平成22年11月1日現在）

2. 調査結果の概要

(1) 水害のおそれがある場合の基準

水害では、全団体（1,750団体）のうち59.5%（1,041団体）が策定済み、31.6%（553団体）が策定中で、合わせて91.1%（1,594団体）となっています。

前回調査（平成21年11月1日現在）では、全団体（1,795団体）のうち策定済みは46.0%（826団体）であり、前回調査から13.5ポイント増加しています。

※水害は全ての団体（1,750団体）を対象

(2) 土砂災害のおそれがある場合の基準

土砂災害では、土砂災害が想定される団体（1,604団体）のうち55.5%（890団体）が策定済み、35.3%（566団体）が策定中で、合わせて90.8%（1,456団体）となっています。

前回調査（平成21年11月1日現在）では、土砂災害が想定される団体（1,636団体）のうち策定済みは41.4%（678団体）であり、前回調査から14.1ポイント増加しています。

※土砂災害が想定される団体

全ての団体（1,750団体）から「土砂災害が想定されない」と回答した団体（146団体）を除いた団体

(3) 高潮災害のおそれがある場合の基準

高潮災害では、高潮災害が想定される団体（634団体）のうち46.7%（296団体）が策定済み、35.5%（225団体）が策定中で、合わせて82.2%（521団体）となっています。

前回調査（平成21年11月1日現在）では、高潮災害が想定される団体（628団体）のうち策定済みは31.7%（199団体）であり、前回調査から、15.0ポイント増加しています。

※高潮災害が想定される団体

全ての団体（1,750団体）から「高潮災害が想定されない」と回答した団体（1,116団体）を除いた団体

(4) 津波のおそれがある場合の基準

津波では、津波が想定される団体（656団体）のうち67.8%（445団体）が策定済み、22.4%（147団体）が策定中で、合わせて90.2%（592団体）となっています。

前回調査（平成22年3月1日現在）では、津波が想定される団体（660団体）のうち策定済みは58.9%（389団体）であり、前回調査から、8.9ポイント増加しています。

※津波が想定される団体

全ての団体（1,750団体）から「津波が想定されない」と回答した団体（1,094団体）を除いた団体

策定済の市区町村の割合の経年推移

区分	調査時点	水害		土砂災害		高潮災害		津波	
		策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)	策定率 (%)	対前回比 (ポイント)
平成22年度	平成22年 11月1日	59.5%	13.5	55.5%	14.1	46.7%	15.0	67.8%	8.9
平成21年度	平成21年 11月1日 (津波：平成22年3月1日)	46.0%	11.2	41.4%	10.8	31.7%	10.6	58.9%	—
平成20年度	平成20年 10月1日	34.8%	—	30.6%	—	21.1%	—	(未調査)	—

「スタート!RI 119 ～消防職員のための放射性 物質事故対応の基礎知識～」 の作成

特殊災害室

1. はじめに

消防庁では、放射性物質取扱施設が全国的に所在していることや、放射性物質の輸送が全国的に行われていることから、放射性物質事故発生時に消防隊員が的確な消防活動を実施できるよう、放射線に関する基礎的な知識をはじめ、放射性物質による事故発生時の消防活動の基本的事項など、全ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート!RI 119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」を作成しましたので、概要を紹介します。

2. 教材の主な構成

「学習内容と教材項目との関係」

学習する内容と教材本文の各項目との関係を示しています。

放射線の単位

放射線を出す能力をベクレルであらわすこと
放射線の人体影響をシーベルトであらわすこと

放射線は、不安定な原子が安定な原子に変化する際に放出されますが、このような性質を有する物質を「放射性物質」といいます。

放射線を出す能力を「放射能」といい、その強さは、「ベクレル(Bq)」であらわします。

放射能は徐々に減衰し、放射線の強さが半分になる期間を半減期という物質固有の性質になります(放射線計測の基礎)。

放射線、放射線を光にたとえると、放射線は光で、放射能は光を出す能力といえます。

放射線による人体への影響の度合い(放射線量)を「シーベルト(Sv)」であらわします(その単位については、放射線計測の基礎)。

記号	m	μ	ms	k	M	G	T
読み	ナノ	マイクロ	ミリ	キロ	メガ	ギガ	テラ
数値	10 ⁻⁹	10 ⁻⁶	10 ⁻³	10 ³	10 ⁶	10 ⁹	10 ¹²
小さい	0.000000001	0.000001	0.001	1000	1,000,000	1,000,000,000	1,000,000,000,000

※例えば、ミリシーベルト(mSv)、メガベクレル(MBq)など

Column シーベルト(Sv)とグレイ(Gy)
生体(人体)が放射線を受けた場合、吸収された量が同じでも、放射線の種類(アルファ線、ガンマ線などの線種やエネルギー)や受けた体の部位により影響が異なります。吸収された放射線の量(グレイ)に、放射線の種類や部位に応じて定められた係数を乗じて実効線量(シーベルト)を算出します。

どれだけの放射線が当たったか(グレイ) [人体への影響]はどれだけのシーベルト

放射線を出す能力
放射線
放射線量
放射線

教材のイメージ

「対応の要点」

教材の内容から、特に基本となる事項についてその要点を示しています。

I 本文

教材の中心部分です。「放射線の基礎知識」、「活動の基礎知識」及び「活動の概要」の3つ部分で構成しています。また、これらの部分は、複数の項目から構成しています。

II 附属資料

本文を補足するものとして、プラスアルファの知識の習得や理解の促進のために作成しました。

III 事故事例

過去に発生した事故事例から5つの事例を紹介しました。

参考資料

「訓練資料(状況付与型)」、「講師用のQ&A」等を添付しました。

3. 教材の特徴

- ・教材はフルカラー印刷をしており、各消防本部において、職員への研修に活用できるよう分かりやすいものを目指し、図、表などを多用して、記載内容も消防活動の観点から必要なものを選択しています。
- ・各項目がそれぞれ独立しており、どこから学習を始めても良い形となっています。知識の習得の状況等により、取捨選択してお使いください。
- ・各項目のポイントとなる事項を、各項目の冒頭の部分に記載しています。
- ・学習時間は1項目5分程度と想定しており、短時間しか時間がとれない場合や示達などの時間でも少しずつ学べるようになっていきます。
- ・「放射線の基礎知識」、「活動の基礎知識」及び「活動の概要」の各項目を一度に研修を行う場合、それぞれ約60分の学習時間を想定しています。

4. おわりに

全国の消防本部において放射性物質の事故への体制整備の一助に、本教材を活用いただきたいと考えています。

また、関係機関においては、本教材により消防活動について理解いただき、平時、また、事故時の支援をお願いいたします。

消防庁ホームページにも掲載しています。
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2303/230318_2houdou/01_houdoushiryou.pdf

平成22年の救急出動件数 調査 (速報)

救急企画室

1. 救急出動件数及び搬送人員について(表1及び表2)

平成22年の救急出動件数は、速報で前年と比べ34万975件増加し、546万3,201件となり、平成19年の529万件を超え、過去最高の出動件数となりました。前年比6.7%の増加率は、平成7年の増加率(7.6%)以来、15年ぶりの高い伸び率となります。

また、全国の802消防本部のうち、出動件数が増加した消防本部は748本部(93.3%)、減少した消防本部は52本部(6.5%)、増減がなかった消防本部は2本部でしたが、都道府県別に見ると全ての都道府県において出動件数が増加しています。

一方で、搬送人員についても、前年と比べ29万6,222人増加し、497万9,213人となり、平成17年の495万人を超え、過去最高の搬送人員となりました。

2. 増減の要因について(表3)

出動件数が増加した748の消防本部に要因と思われる事由を質問したところ(複数回答)、「高齢の傷病者の増加」が605本部(80.9%)、「熱中症傷病者の増加」が406本部(54.3%)、「緊急性が低いと思われる傷病者の増加」が287本部(38.4%)となっています。

表 3

出動件数増減の要因について (複数回答)	
高齢の傷病者の増加	80.9%
熱中症傷病者の増加	54.3%
緊急性が低いと思われる傷病者の増加	38.4%
不適正利用者の増加	17.0%
新型インフルエンザ(疑い含む)傷病者の増加	6.0%

表 1

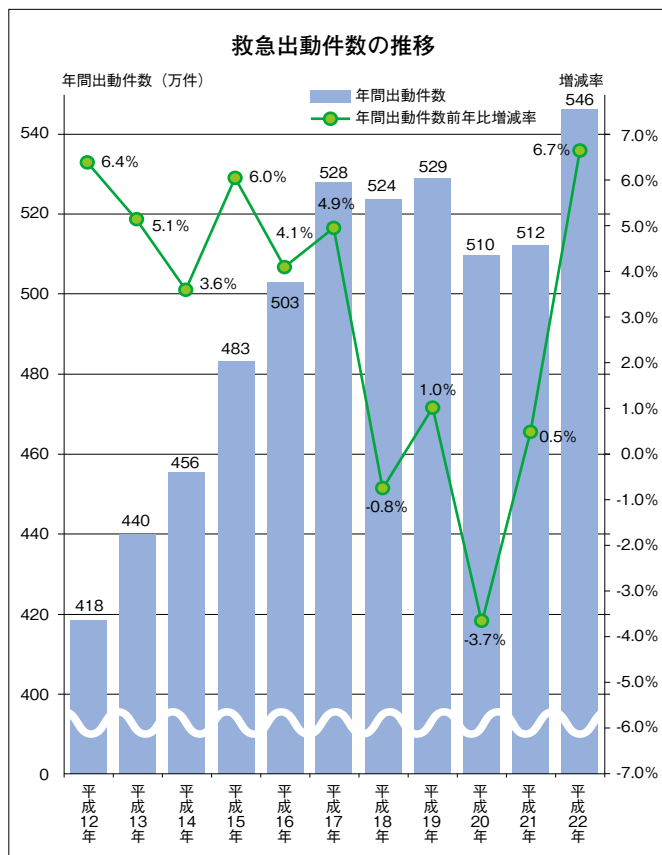
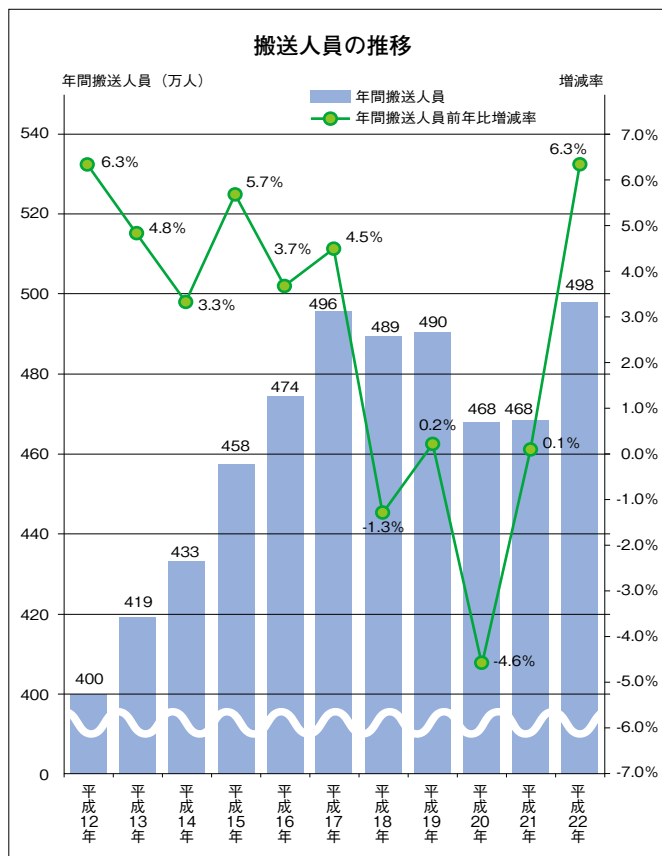


表 2



平成22年度国際消防救助隊セミナーの開催

参事官

平成23年1月26日（水）～28日（金）の3日間、消防庁主催（全国市町村国際文化研修所共催）で「平成22年度国際消防救助隊セミナー」を国際消防救助隊に登録している77消防本部から80名の国際消防救助隊員に参加していただき、滋賀県大津市において開催しました。

本セミナーは、受講隊員の知識及び技術の修得はもちろんのこと、セミナーで得た知識及び技術を各所属本部の登録隊員に伝達していただくことにより、国際消防救助隊の海外での活動がより安全で効果的なものとなるこ

とを目的としています。

初日（26日）は、深澤良信消防庁参事官の挨拶に始まり、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、海上保安庁及び奈良県立医科大学から講師を招き、国際緊急援助体制や派遣の流れ、近年整備が進んでいる国際的なルールにのった標準的活動方針や被災地における国際連携手法、海上保安庁における取組及び業務紹介、救助隊員が身につけるべき医療知識や医療班との連携等について講義をいただきました。

二日目（27日）は、大津市消防局訓練場（北消防署訓練場）において、大津市消防局の国際緊急援助隊救助チーム技術検討員である谷光芳氏、在日米海軍統合消防局佐世保署訓練課ドリルマスターである草場秀幸氏を講師として招き、木材を活用した重量物安定化技術（クリビング）の研修を実施しました。クリビングは、現在、我が国において導入されていない技術であるため、講師による技術の概要説明に始まり、木材の切り出し、基礎訓練（コンクリート板の持ち上げと安定化等）及び応用訓練（ヒューム管等の不安定形状物の持ち上げと安定化等）を、各隊員の連携のもと実施しました。

最終日（28日）は、大阪市消防局から講師を招き、大



開講式 深澤参事官の挨拶



講義風景1 JICA 大友仁講師による講義



講義風景2 受講する隊員



訓練風景1 草場講師による説明



訓練風景3 木材の切り出し



訓練風景2 谷講師による説明



訓練風景4 基礎訓練

阪市消防局における国際消防救助隊訓練等の取組事例発表をしていただきました。続いて、消防庁による我が国の救助行政と米国における救助体制及び平成23年度に実施を予定している国際消防救助隊実戦的訓練の概要について講義を行いました。最後に、清水準一参事官補佐の閉講挨拶をもって、平成22年度国際消防救助隊セミナーを終了しました。

国際消防救助隊セミナーは、今回で10年目を迎えましたが、今後も消防庁では、関係各機関等との連携と協力のもと、国際緊急援助隊救助チームの一員である国際消防救助隊員が必要とされる知識や技術等を修得するための機会の提供に努め、世界の何時、何処で災害が起ころうとも十二分に実力を発揮できる国際消防救助隊体制を確立していきたいと考えております。国際消防救助隊登録消防本部におきましては、登録隊員に対する教育訓練



訓練風景5 応用訓練

をより一層強化していただき、被災国や国際社会の期待に応えられる隊員育成に取り組んでいただくことを期待します。

第14回消防防災研究講演会の開催

消防大学校 消防研究センター

平成23年1月28日（金）、消防研究センターにおいて、消防機関、地方自治体、企業等192名の方々の参加の下、「石油タンクの保安対策と消火技術」をテーマとした第14回消防防災研究講演会が開催されました（写真参照）。

これまで石油タンク関連では、第2回（平成10年度）「石油タンクの防災」と第9回（平成17年度）「石油タンクの構造及び火災に対する安全対策」が開催されています。第2回では、阪神・淡路大震災における石油タンクの被害とその対策について、また第9回では、平成15年十勝沖地震における浮き屋根の耐震性と全面火災の対策などについて議論がなされました。

今回は、基調講演として、行政刷新会議による事業仕分け（平成21年11月27日）において、消防法におけるタンク検査間隔について、安全性を十分に検証しながら規制緩和の可能性を探ることが求められたことを踏まえて開催された「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」の概要が消防庁危険物保安室長より紹介されました。ここでは、現状の検査方法で基本検査周期を延長した場合の安全性評価、欧米諸国の検査周期状況、底部腐食の実態を踏まえたタンク底部の貫通年数推定、そして、連続板厚測定法を活用した検査周期のあり方についての検討結果が紹介されました。



消防防災研究講演会の様子

基調講演の後、石油タンクの保安対策のセッションにおいて、上記調査検討会の中で明らかになった国内外のタンク底部からの流出事故の状況、タンク底部の内面及び裏面の経年劣化の実態、さらに内面コーティングの耐用年数、溶接部の劣化状況などが紹介されました。

続いて、消防研究センターで実施した実機のアルミ製簡易フロート型内部浮き蓋による揺動実験の結果が紹介されました。揺動波高が大きくなると大量の水がデッキ上に溢流すること、浮き蓋各部に発生するひずみは、消防法令で定められている地震動以上（速度応答200cm/s）で急激に大きくなる傾向があること、き裂の発生が認められたことが報告されました。

次に、緊急地震速報に基づくリアルタイムスロッシング予測について、緊急地震速報の第10報（最終報、発震の約1分後）を用いれば相当の精度で予測可能であることが報告されました。

午後の消火技術のセッションにおいては、石油タンク全面火災の消火技術について、泡消火薬剤の供給率が低下した条件下における、泡消火薬剤の泡性状制御の重要性と最適な泡性状についての報告がなされました。

また、放水砲の放水シミュレーションについて、水放射のモデル化と実放水現象との比較・検証及び泡放射のモデル化とシミュレーション、そして、大出力水噴霧による泡消火効率改善の可能性についての報告がなされました。

最後に、危険物保安技術協会から大容量泡放射システムについて、システム全体としての有効性評価手法が紹介されました。

なお、各講演内容については、消防研究センターホームページに掲げています。これらの研究成果が、今後の石油タンクの安全性向上の一助となれば幸いです。

平成22年度消防審議会を開催

総務課

平成23年2月14日（月）に、今年度3回目の消防審議会を開催しました。今年度最後の開催となった今回は、消防庁から「平成23年度消防庁予算（案）」など8項目について報告を行い、質疑応答が行われました。

なお、消防審議会の報告事項及び議事録は消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載しています。

【報告事項】

1. 最近の災害の状況について
（新燃岳の火山活動、大雪、鳥インフルエンザ）
2. 平成23年度消防庁予算（案）について
3. 消防職員の団結権のあり方に関する検討会について
4. 消防と医療の連携について
5. 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討について
6. 屋外タンクの消防法上の開放検査周期について
7. 消防団の充実強化についての検討会について
8. 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の高度化開始及び全国的整備等について

消防審議会委員

（平成23年2月14日現在）

（会 長）

吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部教授

（会長代理）

秋本 敏文 財団法人日本消防協会理事長

（委 員）

新井 雄治 全国消防長会会長

（東京消防庁消防総監）

石井 正三 社団法人日本医師会常任理事

大河内美保 主婦連合会副会長

小川 和久 特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長

小出由美子 NHK視聴者事務局サービス開発部専任部長

島崎 修次 国土舘大学大学院救急システム研究科教授

善養寺幸子 オーガニックテーブル株式会社代表取締役

高梨 成子 株式会社防災&情報研究所代表

棚橋 信之 社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会安全部会長

（J X日鉱日石エネルギー株式会社常務執行役員）

山脇 晴子 日本経済新聞社文化事業局長

渡邊 茂治 財団法人山形県消防協会会長



平成22年度消防審議会の模様



～第10回～

民間事業者との協力による イベント等の啓発活動

(奈良県^{かしはら}橿原市 他)

予防課

～イントロダクション～

- 住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及のためには、機能や効果、法改正などについて広く市民に周知することが重要です。一方、消防本部や消防団等においては、啓発活動のための費用が捻出できないという悩みがあります。
- 今回は、民間事業者との協力で「住宅用火災警報器フェア」を開催した事例を紹介します。

(1) 地域・取組主体の概要

関西圏の多くの自治体は既存住宅への設置期限が平成23年であるのに対して、奈良県は平成21年であった。そのため、中和広域消防組合では早くから周知活動に取り組み始めた。

(2) 共同購入の取組概要

平成19年には商業施設のイベント広場を用い、複数のメーカーによる住警器展示を含めた「住宅用火災警報器フェア」を開催するに至った。

(3) 工夫点の紹介

工夫点①：商業施設のイベント広場の利用

●実施内容

近隣の大規模小売店舗のイベント広場を使用してフェアを実施した。

取組主体	中和広域消防組合
人数等	—
消防署等	中和広域消防組合
職員数	275人
地域	奈良県大和高田市・橿原市・御所市・高取町・明日香村
人口／世帯数	7万0,800人／2万5,498世帯（大和高田市） 12万4,728人／4万5,379世帯（橿原市） 3万2,273人／1万0,848世帯（御所市） 7,914人／2,398世帯（高取町） 6,343人／1,815世帯（明日香村）
キーワード	●広報・周知 （新聞・広報誌等、掲示物・配布物、イベント、セミナー） ●共同購入

（普及期）

平成17年 「住宅防火フェア」の開始
平成18年 「住宅防火フェア」2回目・3回目の実施
認識度についてのアンケートを実施
消防署内のエデュケーションルームにモデルルームを設置

（展開期）

平成19年3月「住宅用火災警報器フェア」の実施

工夫点

- ①商業施設のイベント広場の利用
- ②複数のメーカーによる展示ブースの出展
- ③「捨てられない」パンフレット類の作成

その他の活動

- ④アンケート調査による普及率調査、指導
- ⑤「中和消防だより」等広報誌における啓発活動
- ⑥小売店レシートを使った広報



住宅防火フェアの様子

●ポイント

商業施設との事前の打合せなどに多くの労力が必要になると考えられるが、住警器や火災予防に関するイベントを単独で開催する場合と比較して、買い物のために来店した人が立ち寄ってくれるため、集客力が期待できる。婦人（女性）防火クラブにおける日常の活動や情報収集を活発に行っていることが、早くからの取組開始につながっている。

工夫点②：複数のメーカーによる展示ブースの出展

●実施内容

住警器製造販売メーカー8社の協賛により、販売は行わない前提での展示ブースを出展してもらった。ブースの設定や資器材の借用、広報物の提供についても協力が得られた。

●ポイント

メーカー社員が参加することにより、市民からの質問等に対して専門的な説明が出来た。

工夫点③：「捨てられない」パンフレット類の作成

●実施内容

裏面をぬりえやペーパークラフトにして、持ち帰ってもすぐに捨てられないようにした。

●ポイント

多くの自治体や消防署で取り入れられている事例であるが、パンフレットの内容に目を通してもらうための記事自体の工夫に加え、裏面の工夫も重要である。

工夫点④：アンケート調査による普及率調査、指導

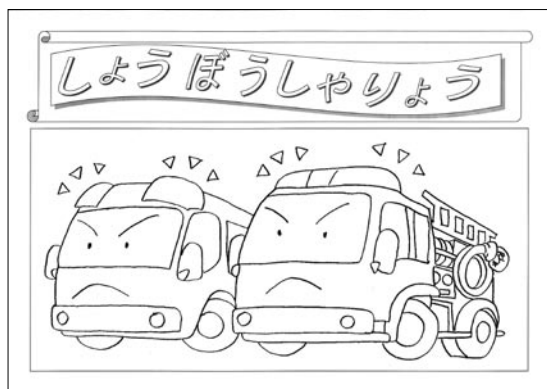
●実施内容

消防本部の管轄下の全世帯に対して、住警器設置の有無についての調査票を配付、回収した。

結果は自治会ごとに集計し、それぞれの自治会を管轄する消防署（中和消防本部の下に4消防署）に示した。

●ポイント

普及率についての定量的データがあることで、消防署が指導すべき優先順位が明確になるなどの効果が期待できる。



パンフレット（表・裏）



工夫点⑤：「中和消防だより」等広報誌における啓発活動

●実施内容

消防だより(現在は年1回発行)は予算の都合上等で全戸配布ではなく、事業所や学校などへの配布となっている。

その他、企業の協力を得て、商工会議所の機関誌(毎月発行)に消防のページを確保してもらっている。



「中和消防だより」の記事

●ポイント

「消防だより」の記事では、設置義務があることの広報だけでなく、「設置が火災被害の局限化に奏功した例」を掲載しており、設置の効果をわかりやすく説明している。

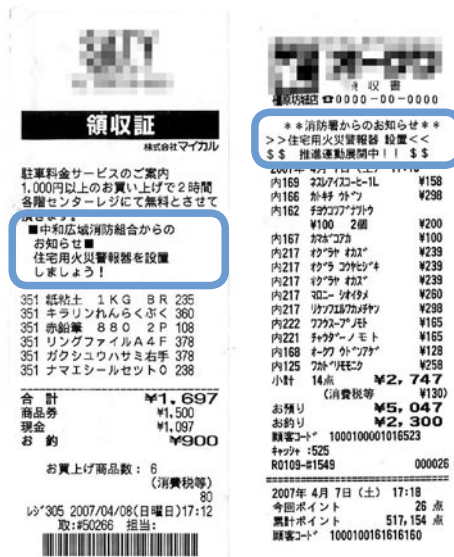
工夫点⑥：小売店レシートを使った広報

●実施内容

小売店のレシート上部の、期間ごとのセール情報等を掲載できる欄を使用して、住警器に関する情報を掲載した。掲載期間は特に定めず、各店舗の販売促進活動等に依拠して、店舗側の判断で掲載してもらった。店舗ごとに依頼・実施した場合も、地域の統括本部等でまとめて複数箇所の店舗について依頼・実施した場合もあった。

●ポイント

費用をかけずに、消費者の目に付きやすい場所への掲載を行うことができる。



レシートを使用した広報

(4) その他のポイント等

●その他の広報活動

自治会を通じた広報活動が重要であった。その他の周知のための活動としては、一般市民向けに先立って、平成18年7月、管内の住警器販売業者(設計会社、工務店、消火設備販売・点検会社、住宅販売会社等)向けの説明会を実施した。業界団体や商工会等を通じて周知のためのFAXを送信し、約90名の参加を得た。

不正販売対策として、相談窓口となる県や自治体の窓口担当者向けの説明を実施した。

●共同購入への取組

まずは身内から、と職員互助会主催で職員向け(一部親戚や消防団等も含む)の共同購入を3回実施した。

自治会向けには、共同購入の斡旋等は行っていないが、共同購入の仕組み自体は指導している。

今回は、婦人(女性)防火クラブ会員が、けん引役となり地域住民の防火意識の底上げ及び設置促進を行った事例「婦人(女性)防火クラブによる地区全世帯への設置促進(取組主体:伊予市湊町婦人防火クラブ(愛媛県伊予市))」を紹介します。

なお、本ノウハウ集は消防庁ホームページ(住宅防火情報)でもご覧いただけますので、参考とください。

〈リンク先〉<http://www.fdma.go.jp/html/life/jukei.html>

緊急消防援助隊車両(支援車 I 型)の配備について

応急対策室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、平成7年6月に創設されました。消防庁では、平成15年の消防組織法改正により緊急消防援助隊を法制化したほか、部隊の編成及び出動計画等を定めた基本計画に基づき、車両及び資機材の充実強化を進めているところです。今回は、無償使用制度により配備しました支援車 I 型につきまして、その概要をご紹介します。

2. 支援車 I 型

大規模災害や特殊災害発生時における緊急消防援助隊の長時間にわたる災害活動の支援並びに食事、仮眠等の後方支援を目的として、支援車 I 型を平成21年度第1次補正予算の活用により整備しました。配備にあたっては、災害出動した都道府県隊の後方支援部隊の中心的な役割を担っていただくため、全国47都道府県に対して各1台を配備しました。当該車両は一括発注を行い、昨年10月の沖縄県(那覇市消防本部)を皮切りに順次納車を行い、去る3月末にその配備が完了したところです。

この支援車 I 型は、タッチパネルの操作により車両右側のボディが拡幅する機能を有しており、会議スペースの確保や仮眠場所としての活用など、車内スペースの有効活用ができる構造となっているとともに、トイレ、シャワー、固定式小型厨房等を装備しています。車両の後方部



支援車 I 型外観

積載品一覧

番号	品名	数量
1	資機材コンテナ	6
2	災害用テント	3張
3	ワンタッチ式テント(屋根天幕)	1張
4	寝袋	20
5	折りたたみ式トイレ	5
6	ワンタッチトイレテント	5
7	便収納袋備蓄用セット	3
8	風防付強力ガスバーナーセット	3
9	作業台	3
10	テーブル	5
11	いす	20
12	バルーン型投光器	2
13	発電機	2
14	発電機用燃料携行缶	2
15	コードリール	1
16	折り畳み式リアカー	1

車両の主要寸法等

全長	11.0m
全幅	2.49m
全高	3.59m
ホイールベース	7.07m
最小回転半径	9.80m
車両総重量	19,700kg
乗車定員	10名(補助席使用時26名)
総排気量	12,900cc



拡幅した外観



補助席及び簡易ベッドをセットした状態



後方から車内を撮影



拡幅した車内



車内右側部分



車内左側部分



車体後方部分（資機材収納スペース）



消防本部表示を追加した例

分は6台のカーゴコンテナを積載することが可能な資機材の積載スペースとなっているほか、コンテナを下ろした状態であれば補助席等として活用可能な構造であり、人員輸送や仮眠・休息場所としての機能を有したものとなっております。

隊員等の後方支援及び現地指揮本部として必要な機能のみならず、資機材搬送及び人員輸送の機能も持ち合わせているなど、多用途な活用が期待される車両です。

3. おわりに

緊急消防援助隊はその創設以来15年以上が経過し、各消防機関、都道府県及び市町村の協力の下、成熟した組織としてその機能を発揮しつつありますが、複雑多様化する各種災害に的確に対応するため、引き続き更なる充実強化に取り組んでいかなくてはなりません。

消防庁においては、今後ともハード・ソフトの両面において総合的な体制の整備を図っていきます。



HYOGO



兵庫県 尼崎市消防局
消防局長 野草 信次

住むひとにいろいろな表情を 見せるまち 尼崎市

時代の移り変わりとともに港町、城下町、工業都市として発展してきた「歴史あるまち」、阪神間最大の商店街があり、交通や生活に便利な「にぎわいのあるまち」、近松を核としたまちづくりやオペラ・演劇などが盛んな「文化・芸術の薫るまち」、公園や沿道に緑があふれ、東西に猪名川や武庫川などが流れる「豊かな自然が残るまち」、尼崎市は住民に色々な表情を見せています。

当市は、兵庫県の南東端に位置し、南は大阪湾に面し、東は大阪市に接し、人口は兵庫県下第4位、人口密度は兵庫県内では最も高く、国内においても20位以内に入り、また、2009年4月に中核市の指定を受けました。主に市南部に工業地域、中南部には商業地域、そして市中部から北部にかけて住宅地が広がっており、大阪湾ベイエリアの大規模



パナソニックPDP(株)尼崎工場

な産業集積地のほぼ中央に位置し、高速道路、港湾、航空、鉄道等の交通ネットワークが非常に優れた都市です。2009年11月には海岸部に、世界最大級と称されるパナソニックプラズマディスプレイ第3工場、第4工場に続いて第5工場が稼働し、大阪に近い立地条件の強みを生かし、工場用地を積極的に再利用しようとする動きも加速しています。



近松門左衛門の座像

また、「曾根崎心中」や「冥途の飛脚」など、今でも文楽や歌舞伎、現代劇などで上演され、多くの人に親しまれている日本が世界に誇る江戸時代の劇作家「近松門左衛門」ゆかりの地としても有名です。

また、「曾根崎心中」や「冥途の飛脚」など、今でも文楽や歌舞伎、現代劇などで上演され、多くの人に親しまれている日本が世界に誇る江戸時代の劇作家「近松門左衛門」ゆかりの地としても有名です。

多種多様な災害、都市構造、 住民ニーズに対応するために

当市の消防体制は、1局4署3分署3出張所、420名の職員で組織され、市1団6地区58分団1,000名（定数）の消防団員とともに、市民の安全と安心を守っています。

また、災害対策拠点として防災センターを、南部と北部の2か所に配置しており、それぞれに展示ホールを設け、市民への防火防災教育を行うとともに、救援物資を備蓄し、飲料水兼用の100t耐震性貯水槽を備えるなど、有事の際には迅速に対応できる体制を整えています。

当局の最近の取組としましては、都市構造が類似し、消防指令管制システムの更新時期が同じである伊丹市と共同で、尼崎市防災センター5階に消防指令センターを設置し、平成23年4月1日から運用を開始しました。

このことにより、消防力の強化及び行財政面の効果が図れ、構成市人口約66万人、構成市面積約75km²となり、また、119番の着信件数は約8万9,000件と想定され、両市職員合わせて28名（毎日勤務者4名含む）で対応しています。



尼崎市・伊丹市消防指令センター

また、今後の予定として、平成23年度中に「消防救急無線のデジタル化にかかる電波伝搬調査」を共同で実施し、その結果をもとに、詳細設計や整備について協議・検討します。

「災害に強く、安全で安心なまち尼崎」の実現

当市はこれまで、平成2年に発生した長崎屋火災、平成7年に発生した阪神・淡路大震災、平成17年に発生したJR西日本福知山線列車脱線事故という大きな災害を経験してきました。

今まで積み重ねた経験と技術を生かし、消防行政が直面する諸課題に対して真摯に取り組み、さらに安心情報を発信し「災害に強く、安全で安心なまち尼崎」の実現に向け、消防職・団員が一丸となって邁進していきます。

十日町雪まつりで住宅用火災警報器をPR

十日町地域消防本部

十日町地域消防本部は2月18日から3日間、十日町雪まつりで雪像を作成し、住宅用火災警報器のPRを行いました。今年は「備えよう！住宅用火災警報器」をテーマに、大人から子どもまで幅広い人気のとなりのトトロのキャラクター「ネコバス」を作成、来訪者に「住宅用火災警報器」の重要性と早期設置についての説明を行いました。当日は好天に恵まれ、多くの親子連れが訪れ巨大な雪像の前で記念撮影や駐車場内の消防車両を見学、職員の住宅用火災警報器の説明に聞き入っていました。



巨大な雪像「ネコバス」を作成し住宅用火災警報器をPR

大規模災害対応合同訓練を実施

静岡市消防局

静岡市消防局は2月8日、静岡市葵区の新東名高速道路（建設中）で、静岡県中部地区消防会主催、企画・運営を当消防局が担当し、大規模地震を想定した「大規模災害対応合同訓練」を実施しました。訓練は、消防をはじめ静岡県警及び医療機関など、ヘリ4機を含む総勢57部隊339名が参加、各部隊の連携や事態対応能力の向上を目指し、局面変化に的確な対応が図られました。また、各関係機関が情報を集約し共有するなど、いかに連携活動調整が重要であるかを改めて認識した訓練となりました。



局面変化にも的確に対応する連携訓練を実施

消防通信 望楼 ぼうろう

兵庫県下国際救助隊合同訓練を実施！

西宮市消防局

兵庫県下国際消防救助隊合同訓練を1月31日、西宮市の用海小学校旧校舎で実施しました。訓練は、解体工事中の建物を使用し、実践的な都市型搜索救助が実施可能な模擬倒壊建物を設定、実際にブリーチングなどを実施し、医療チームと連携しながら、ガレキに埋もれた要救助者を救出しました。訓練には、西宮市・神戸市・尼崎市・姫路市の国際消防救助隊登録隊員を含む救助隊員44名と兵庫DMA Tが参加し、国際消防救助隊員の知識及び技術の向上と各参加機関の連携強化を図りました。



倒壊建物のガレキ下を画像探索機を使用し検索

心肺蘇生市民公開講座を開催

有田川町消防本部／湯浅広川消防組合

有田川町消防本部、湯浅広川消防組合は2月19日、地元の有田医師会との共催で、地域の医療機関や福祉施設の関係者、及び一般市民を対象に「心肺蘇生市民講座」を開催しました。会場には約200人が来場し、両本部の署員が、本番さながらの救急事案を想定したデモンストレーションを実施し、AED（自動体外式除細動器）の使用法や最新の心肺蘇生法、医師の指示による救命処置を披露しました。来場者からは、「応急処置の重要性がよくわかり、救急隊の活動も理解できた」と大変好評でした。



救急事案を想定したデモンストレーションを実施

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

上級幹部科(第74期)

消防大学校では、平成23年1月20日から2月4日までの16日間、消防の上級幹部としての資質の更なる向上を目的に、消防長、署長を中心とした46名の学生を対象に上級幹部科第74期を開講しました。久保信保消防庁長官をはじめとする消防庁幹部による最新の消防行政の動向に関する講義、新井雄治全国消防長会会長による組織管理者の役割に関する講話等を通じて、リーダーとしての職責と心構えについて認識を深めました。

研修内容は、人間関係論、教育技法、労務管理、惨事ストレス対策等、組織を管理するうえでの重要事項について、理論、制度を含めて理解が深まるように設定しました。また、危機管理広報での模擬記者会見、状況予測型図上訓練等の体験型の講義も多く取り入れました。その他、指揮シミュレーション訓練では、大規模災害発生時における消防応援に関する総合調整の重要性を認識し、各地域における受援体制が円滑にできるよう「消防応援活動調整本部」の運用訓練を実施しました。ほとんどの学生が初めての経験であり、災害実態の早期把握、情報の共有と効果的な緊急消防援助隊の運用による被害の軽減を目指し、応援側、受援側のそれぞれの立場で熱の入った訓練を行いました。



指揮シミュレーション訓練
(大規模災害時の応援・受援)

研修を終えた学生からは「精強な部隊、組織育成に向けて、我々自身が知識技術の習得に努めることの重要性を改めて認識した。」等の感想が寄せられました。

これまでの実績、経験に加え、今回の研修で学んだ知識と磨きをかけた判断力、そして全国の仲間から得た情報を活かし、的確な消防組織運営に向け、卒業生の大いなる活躍を期待します。



通常点検(学校長点検)



危機管理広報(模擬記者会見)

緊急消防援助隊教育科 NBC特別高度救助コース(第4回)

消防大学校では、平成23年2月9日から25日までの17日間、全国から集まった緊急消防援助隊のNBC災害対応要員や特別高度救助隊の隊長等47名に対し、その業務

に必要な知識及び能力を習得させることを目的として「NBC特別高度救助コース(第4回)」を実施しました。座学では、深澤良信消防庁参事官をはじめ、各方面で

活躍されている講師の方々からの講義による専門的知識を習得し、課題討議では、各学生が現在直面している課題について、時間の経過を忘れるくらい活気のある意見交換を行いました。

実科訓練では、NBC災害対応として、先着小隊の初動活動を中心に、東京消防庁本郷化学機動中隊、横須賀市消防局南特別救助隊の各教育支援隊から指導を受け、「絶対にやらなければならない事」と「絶対にやってはならない事」等の把握を中心に訓練を実施しました。

特別高度救助資機材を使用した訓練では、さいたま市消防局浦和特別高度救助隊、東京消防庁第六消防救助機動部隊の指導により、大規模災害時での活用方法について、取扱い要領から部隊活動まで段階的に訓練を進めま

した。

また、今回は、横浜市消防局特別高度救助隊と特殊災害対応隊によるNBC災害対応訓練の展示を行い、学生が活動の全体像を見て理解する時間を確保しました。

最終段階の学生企画訓練では、各学生が所属に帰ってから、同様の訓練をゼロからプロデュースできる力を養うことを目的に、計画から実施まで学生主体の自己完結型の総合訓練を実施し、訓練統括の竹内吉彦東京消防庁特殊災害課長による講評で全ての訓練を締めくくりました。

今回のコースの受講生が、消防大学校での教育訓練の成果をそれぞれの職場において、大いに発揮することを期待します。



BC災害初動対応訓練



学生企画の総合訓練

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科第24期 1月12日～2月25日 80名	澤田 英司	川越地区消防局 (埼玉県)
	田邊 栄久	横浜市消防局 (神奈川県)
	西村 英樹	金沢市消防局 (石川県)
	小出 正幸	千曲坂城消防本部 (長野県)
	入江 康之	大阪府立消防学校 (大阪府)
	重乃 保尚	枚方寝屋川消防組合消防本部 (大阪府)
	小林 義和	松原市消防本部 (大阪府)
	青木 恭範	柳井地区広域消防組合消防本部 (山口県)
予防科第89期 1月12日～3月4日 48名	多田野 淳	西置賜行政組合消防本部 (山形県)
	保坂 久	上尾市消防本部 (埼玉県)
	丸本 茂晴	富山県消防学校 (富山県)
	田草 幹彦	笛吹市消防本部 (山梨県)
	米田 健二	鳥取中部ふるさと広域連合消防局 (鳥取県)
	藏貫 豪	山口県消防学校 (山口県)

住宅用火災警報器の普及促進

予防課

本年6月に向けた取組方針

平成16年の消防法改正により義務化された住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置推進については、平成20年12月に決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」（第1回住宅用火災警報器設置推進会議決定）に基づき、各地で様々な取組が展開されているところです。平成23年2月には、第5回住宅用火災警報器設置推進会議が開催され、「平成23年6月に向けた取組」の方針が決定されました（下記参照）。ここでは、各地域で実施されている取組について、いくつかの事例を紹介します。

平成23年6月に向けた取組

既存住宅への住警器の設置が全面義務化される平成23年6月に向け、各消防本部等を中心に、地域コミュニティの主体と連携して、

1. 戸別訪問等により設置消極層（無関心・拒否）への住警器の設置を粘り強く働きかける。
2. 火災発生住宅における住警器設置の有無や、奏功事例の確実な把握に努め、住警器設置の効果を積極的に発信する。
3. 低所得世帯など設置困難世帯については、交付税措置や国の補助事業等を通じ、きめ細かな設置支援を図る。

問等で配付する取組を実施している。今後は、当該チラシを活用して、普及率が特に低い地域に対する重点的な指導を行い、設置消極層（無関心・拒否）をターゲットとした啓発を行う予定。



チラシ等を活用した戸別訪問

(3) 財政措置の活用による広報活動等（鹿児島県）

鹿児島市消防局では、ふるさと雇用再生特別基金（厚生労働省所管）を活用して「安心安全サポーター」（23名）を発足し、市内全世帯を対象とする住警器設置状況調査や大型百貨店や駅前等で大規模広報活動を行うなど、より多くの市民に呼び掛けを行っている。



安心安全サポーター発足式

地域における取組事例

(1) 全職員の地区割による戸別訪問（宮城県）

石巻地区消防本部では、署所管轄ごとに全職員を地区割し、全世帯を対象に戸別訪問を行って、住警器の設置状況の調査と、設置又は維持管理の指導を継続的に実施している。その際、口頭での調査・



地区担当職員による戸別訪問

指導に加え、各世帯に住警器の設置促進及び維持管理方法に係るパンフレットを配付している。

(2) 奏功事例を活用した啓発（千葉県）

千葉市消防局では、住警器の奏功事例をまとめたチラシを作成し、ホームページへ掲載するとともに、戸別訪

(4) 設置困難世帯への働きかけ（北海道）

小樽市消防本部では、毎年9月14日から9月20日までを「シルバーふれあい防火週間」とし、消防職員が独居・高齢者世帯を中心に防火訪問を行い、火災予防と住警器の設置を呼び掛けている（平成22年は1,880世帯の独居・高齢者世帯を訪問）。また、小樽市老人クラブ連合会と協力し、高齢者を対象とした住警器説明会を開催している。



研修会「シルバーふれあい防火の集い」

住民に対する応急手当の普及啓発

救急企画室

応急手当の必要性

突然、目の前にいる人が倒れたり、交通事故などで怪我をしている人を見かけた時には、119番通報で救急自動車を呼びますが、救急自動車が119番通報を受けてから、救急現場へ到着するまでに要する時間は、救急出動件数の増加の影響等もあり、年々遅れる傾向にあり、平成21年中の全国平均での到着時間は、7.9分となっています。

カーラーの救命曲線（1981年：(Morley Cara)）によれば、心臓停止の傷病者を3分間放置しただけで、死亡確率は約50%といわれており、傷病者を救命するには、早い通報・早い応急手当・早い救命処置・医療機関での早い救急医療という救命のリレーが不可欠となります。

特に救急自動車が到着するまでの「空白」の時間に、救急現場に居合わせた人（※バイスタンダー）が勇気をもって応急手当を実施することが、救える命を救うために重要なステップとなります（図1）。



図1 救命のリレー

（財）救急振興財団「改訂3版 応急手当講習テキスト救急車がくるまでに」から抜粋

※バイスタンダーとは

「偶然に通り合わせた人」「すぐ側にいる人」のことを言い、生命の危険に陥った人に救いの手を差し伸べる人を指しています。

応急手当の救命効果

平成21年中における全国の救急隊が搬送した傷病者のうち、一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心臓の異常が原因の心肺機能停止症例について、救急隊

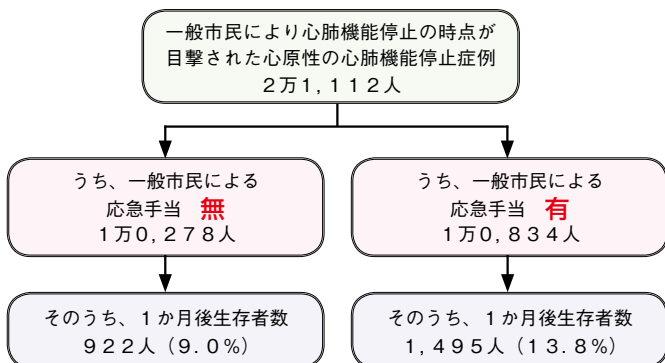


図2 応急手当の救命効果（平成21年中）

が到着した時に一般市民による応急処置が実施された場合の生存者数の割合（13.8%）と実施されていなかった場合の生存者数の割合（9.0%）を比べると、応急手当が実施されていた場合の方が、4.8ポイント（約1.5倍）救命効果が高くなっております（図2）。

応急手当を身につけましょう

消防機関では、一人でも多くの人に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、実技指導に積極的に取り組んでいます。消防機関が開催している住民に対する応急手当講習会は次の2種類があります。

普通救命講習会（3時間）

心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、対象者によっては、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を加える。

上級救命講習会（8時間）

心肺蘇生法（成人・小児・乳児・新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法



上級救命講習会の様子

（写真提供：松阪地区広域消防組合消防本部）

平成21年中に全国の消防機関による普通救命講習会は7万4,111回開催され、149万246名が受講、上級救命講習会は、3,696回開催され、7万5,926名が受講し、合計で受講者数は150万人以上が受講しております。

これらの講習は、傷病者の救命にかかわる心肺蘇生法、大出血時の止血法、AED（自動体外式除細動器）の正しい使い方について、実技を主体とした講習内容となっております。

この応急手当講習は、各消防本部等で受講することが出来ます。講習開催日は、最寄りの消防本部（署）に直接お問い合わせください。

いざという時に大切な方の命を救うためにも、応急手当講習を受講しましょう。

風水害に対する備え

防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降水があります。また、我が国の国土は地形が急峻であり、河川の急激な増水・はん濫や土砂災害が発生しやすいという特徴があります。

局地的大雨による災害

近年は、夏場などに積乱雲が発達し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる「局地的大雨」による災害にも注目が集まっています。局地的大雨は、降水の総量は集中豪雨ほど多くありませんが、短時間のうちに数十ミリの大雨が降るため、大量の雨水を処理できない中小河川や下水管が一気に増水・はん濫したり、地下のガレージやアンダーパス^(※)などの周囲より低い場所に急激に水が流れ込んだりして、人的・物的被害が生じる事例がたびたび発生しています。

平成20年7月、兵庫県神戸市を流れる中小河川である都賀川の支流で短い時間に大量の雨が降り、親水公園になっている下流部で急激に増水して、子どもを含む5名が亡くなった事故は記憶に新しいところです。

※アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分

早めの避難が命を救う

風水害による人的被害を減らすには、早めに避難することが欠かせません。市町村から避難勧告・避難指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。また、強い雨などによって市町村からの避難勧告等の呼び掛けが聞き取れないことがあるかもしれません。気象情報等をチェックし、危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

暗い時間帯や、雨が降る中での避難も想定されますので、避難所の位置や、避難所までの道筋を日頃から確認しておくことが重要です。また、浸水により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最

低限の行動として、自宅や隣接する建物の2階へ緊急的に避難するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。

高齢者の被災を減らすために

昨今の風水害では、65歳以上の高齢者が多く亡くなっています。高齢者や障がい者など、災害の際に避難する時に支援を要する方々（災害時要援護者）が迅速・安全に避難できるよう、地域ぐるみの助け合いの体制を構築しておくことが重要です。地域において災害時要援護者名簿及び個別計画（どこに住んでいて、いざという時には誰が、誰を、どのように避難支援するかを整理したもの）を整備する取組が各地で進められています。こうした避難計画がいざという時に機能するか、訓練を実施して確かめておくことも重要です。

災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えておくことが欠かせません。

避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品や、自宅が孤立しても生活できるよう水や食料などの非常備蓄品を準備しておきましょう。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する講演会・展示などのイベントを実施しています。また、地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますので、こうしたイベントにぜひ参加して、いざという時に取るべき行動などを今一度確認してみてください。



平成22年10月に発生した鹿児島県奄美地方における大雨で、建物の屋上に避難する人々（提供：鹿児島県奄美市）

非常持出品(例)

- 食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）
- 携帯用飲料水
- ヘルメット、防災ずきん
- 懐中電灯、予備電池
- 軍手（厚手の手袋）
- 携帯ラジオ、予備電池
- 下着
- 救急用品
- マッチ、ろうそく、ライター
- 使い捨てカイロ
- 筆記用具（ノート、鉛筆など）
- ウェットティッシュ
- 衣類（セーター、ジャンパー類）



小さな子どものいる家庭は

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳びん

非常備蓄品(例)

- 飲料水（3日分）
- ご飯（アルファ米）
- ビスケット
- 板チョコ
- 乾パン
- 缶詰
- 下着
- 衣類（スウェット上下、セーター、フリースなど）



一般公開のお知らせ

消防大学校 消防研究センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会、財団法人消防科学総合センターでは、平成23年度科学技術週間における行事の一環として、一般公開を行う予定です。

なお、この度の東北地方太平洋沖地震の対応のため、中止させていただく可能性があります。中止の場合には、消防研究センターホームページにてお知らせします。

【日 時】平成23年4月22日（金）
午前10時から午後4時まで

【場 所】消防大学校・消防研究センター
（調布市深大寺東町4-35-3）

日本消防検定協会
（調布市深大寺東町4-35-16）
財団法人消防科学総合センター
（三鷹市中原3-14-1）
※全て同一敷地内です。

【入場料】無 料

〈問合せ先〉

消防庁消防大学校消防研究センター 研究企画室
電 話：0422(44)8331（代表）
U R L：http://www.fri.go.jp/

消防大学校・消防研究センター		消防大学校・消防研究センター	
項目名	公開方法・時刻	項目名	公開方法・時刻
消防研究センター紹介コーナー	展示	火災シミュレーションの研究	展示
刊行物等の展示	展示	消防大学校での教育訓練	展示
救急の研究	実演（随時）	日本消防検定協会	
地震等大規模災害時応急対応支援システム	展示及び実演（随時）	項目名	公開方法・時刻
火災時に発生する旋風	実演 ①10:30~10:45 ②15:30~15:45	展示コーナー	展示
次世代バイオガソリンの燃焼性状	実演 ①11:45~12:00 ②13:45~14:00	消火器の操作体験	実演（随時）
原因調査室の業務	展示	エアゾール式簡易消火具による消火実演及び消火体験	実演 ①11:00~11:30 ②14:00~14:30 （消火体験は随時）
消防防災ロボットに関する研究開発	実演（随時）	住宅用火災警報器の展示	展示及び実演（随時）
サーマルマネキンによる消防隊員用防火服の耐炎性能試験	実演 ①10:45~11:00 ②14:45~15:00	ビデオ放映コーナー	放映
可燃性液体火災の消火実験	実演 ①11:15~11:30 ②13:15~13:30 ③15:00~15:15	財団法人消防科学総合センター	
泡消火技術の高度化をめざして	実演 ①11:30~11:45 ②13:30~13:45 ③15:15~15:30	項目名	公開方法・時刻
		消防防災GIS	展示
		消防防災博物館	展示
		災害写真データベース	展示
		石油コンビナートの防災アセスメント	展示
		消防力適正配置調査	展示
		大規模地震対応消防計画にかかる審査マニュアル及び訓練指導マニュアル	展示

平成23年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成23年度危険物安全週間推進標語（最優秀作）

「危険物無事故のゴールは譲れない！」

（兵庫県姫路市 南川亜弓さん）

消防庁では、危険物を取り扱う関係事業所をはじめ、広く国民の皆さまに危険物の保安の確保を呼び掛けるため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」（平成23年度は6月5日（日）から6月11日（土）までの予定）とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱いの安全を呼び掛けるため、平成23年度危険物安全週間推進標語を全国に募集したとこ

ろ、6,390点にのぼる応募があり、選考の結果「危険物無事故のゴールは譲れない！」が標語に決まりました。

この標語は、サッカー選手の川島永嗣さんがモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターなどに活用されます。

過去5年間の危険物安全週間推進標語

- 平成22年度 危険物 事故は瞬間 無事故は習慣
- 平成21年度 安全は 意識と知識と 心掛け
- 平成20年度 安全へ確かなスマッシュ保守点検
- 平成19年度 危険物目指せ無事故のMVP
- 平成18年度 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ

平成23年度消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例報告の募集

消防大学校 消防研究センター

消防防災科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、「消防防災機器の開発等、消防防災科学論文及び原因調査事例報告」を募集いたします。

【募集区分】

(1) 消防防災機器等の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等を開発又は改良したもの。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決又は考察したもの。

(3) 原因調査に関する事例報告

消防機関（消防職員、消防団員、消防防災に関わる公共機関職員の個人及びグループ）において実施された原因調査で、消防防災科学技術の観点から解決又は考察したもの。

【表彰について】

表彰者には表彰状及び副賞を授与します。表彰作品の点数は次のとおりです。

・優秀賞

消防防災機器等の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内
原因調査に関する事例報告	10点以内

・奨励賞

消防防災機器の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告3点以内

【問い合わせ先】

消防庁消防大学校消防研究センター 研究企画室
 電話：0422（44）8331（代表）
 E-mail：hyosho2011@fri.go.jp

【応募要領】

消防研究センターホームページから入手できます。
 URL：http://www.fri.go.jp/

「『消防の動き』 冊子版」 発行終了のお知らせ

昭和46年の創刊以来、40年間にわたって発行してきました消防庁広報誌「消防の動き」ですが、このたび、平成23年4月号をもちまして冊子版の発行を終了することとなりました。

読者の皆様方におかれましては、40年間の長きにわたってご愛読いただき、誠にありがとうございました。

今後の「消防の動き」につきましては、電子版（PDF）として、これまでと同様に消防庁ホームページ上において掲載し、消防庁の消防防災施策、業務内容及び全国の消防本部の最新の取組等について分かりやすい解説・紹介等により一層努めていきますので、引き続きご愛読くださいますようお願いいたします。

「消防の動き」消防庁ホームページリンク先

消防庁トップページ>刊行物、映像データ等>刊行物>消防の動き

<http://www.fdma.go.jp/concern/publication/>

2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
府政防第91号 消防災第41号	平成23年2月2日	関係道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(災害予防担当) 消防庁防災課長	除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について (通知)
消防応第59号	平成23年2月9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁応急対策室長	平成23年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について
消防予第45号	平成23年2月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の普及率の推計結果(平成22年12月時点)について
消防予第50号	平成23年2月10日	各都道府県消防主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	病院における防火対策の徹底について
消防特第11号	平成23年2月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防災第47号	平成23年2月15日	各都道府県知事	消防庁長官	「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令」の施行等について(通知)
消防災第59号	平成23年2月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災課長	「障害等級の決定について」の一部改正について(通知)
消防危第36号	平成23年2月23日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について(通知)

広報テーマ

4 月		5 月	
①消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課	①住宅用火災警報器等の普及促進	予防課
②林野火災の防止	特殊災害室	②住民に対する応急手当の普及啓発	救急企画室
		③風水害への備え	防災課
		④津波による災害の防止	防災課